

自営就農志向者受入促進事業

1 目的

農業法人等が研修（雇用研修を含む。）の受入を行う自営就農志向者の独立に向けた技能習得に必要な機械等の整備を行う事業に対し支援することにより、自営就農志向者の受け皿となる農業法人等を確保し、もって自営就農者の確保・育成を図る。

2 事業実施主体

県と担い手育成協定を締結している経営体（県からの交付先は市町村）

3 要件

- (1) 自営就農者育成計画及び育成計画を作成していること。
- (2) 自営就農志向者を受け入れて研修を実施している、又は受け入れて研修を実施することが決まっていること。
- (3) 事業完了後、少なくとも7年間は常時、自営就農志向者を受け入れて研修を実施する体制を整備し続けること。
- (4) 国際水準 GAP（美味しまねゴールド等）の認証を取得している、又は1年以内に取得することが確実なこと。
- (5) 労災保険に加入している又は自営就農志向者を傷害保険に加入させていること。

4 対象経費

- (1) 機械等の購入に要する経費。
- (2) 素畜（繁殖雌牛は5歳齢未満のもの）の導入に要する経費。
- (3) 果樹等の植栽に要する経費。
- (4) 排水改良、土壌改良等生産基盤の整備に要する経費。
- (5) 研修環境の整備のための施設又は設備の購入又は設置に要する経費。

5 補助率等

- (1) 補助率 1 / 3
- (2) 補助金上限 2,500 千円
- (3) 下限事業費 300 千円